

練馬区立上石神井北小学校 いじめ防止基本方針

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行された。これを受け、学校でもいじめ防止基本方針または地域いじめ防止基本方針を参酌し、本学校の実情に応じた基本的な方針を示す。

1 学校としての基本姿勢

○いじめは重大な人権侵害行為であり、決して許されるものではない。

○いじめはどこでも起こりえる。

との認識に立ち、いじめが発生した場合は、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。

※全教職員がこの基本姿勢に立って、日々の学校生活を通して児童を見守る。

2 組織

○「いじめ対策委員会（子供サポート部）」（管理職、いじめ対策推進委員、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、学年主任）を設置する。また、必要に応じて、担任、スクールカウンセラー（以下SC）、及び心の相談員を「いじめ対策委員会」に招集する。（定例的な会議は、1か月に1回程度行い、いじめの可能性のある事例の有無やいじめ解決に向けて対応中の事例の経過確認などを行う。）

○いじめ事案発生時には、上記委員会に加え、事案に応じたメンバーによる「臨時いじめ対策委員会」を開く。

○いじめに関する重大事態発生時には「緊急いじめ対策委員会」を設置し、早急に対応にあたる。

※重大事態とは

- ・いじめにより児童に重大な被害が生じたと認めるとき
（児童が自殺を企図した。身体に重大な被害を被った。精神性の疾患を発症した。など）
- ・いじめにより、児童が長期欠席を余儀なくされていると認めるとき。
（30日を目安とする）

3 学校の取組

（1）いじめを防止するための取組

- ・全校昼会での校長講話で、人との関わりやいじめについて取り上げる。
- ・人との関わりについて、「特別の教科 道徳」をはじめとして、朝の会や帰りの会、特別活動の時間などで機会があるごとに取り上げ、子供たちに考えさせるようにする。
- ・あらゆる機会を通して、一人一人の人権を尊重する気持ちを育てていく。
- ・日頃の学校生活を振り返って、困ったことや悩み、今の自分が抱えている課題、よかったこと、嬉しかったことなどを振り返らせ、個人の様子、学校の状況を把握する資料として、指導に活かす。

（2）いじめを早期発見するための取組

- ・区の「ふれあい月間」（6月、11月、2月）に「いじめアンケート」を実施し実態を調査する。
- ・「子供相談週間」（5月、10月、1月）を設定し、本校独自で作成した「生活アンケート」を定期的実施し、児童の行動の振り返りをする機会を設ける。
- ・心のふれあい相談員、SC、学校生活支援員、身近な教員への相談ができるように、その環境を整え、気軽に相談できる体制を整える。
- ・校内支援委員会において、特別支援コーディネーター並びに養護教諭を中心として、担任やSC、心のふれあい相談員等からの情報をもとに、児童の様子を掌握し、必要に応じて委員会の招集などの対応をする。

（3）年間計画

時期	内容
4月	組織確認・引継ぎ事項確認
5月	子供相談週間・生活アンケートの実施
5～7月	5年生全児童のSC面接
6月	ふれあい月間・いじめアンケートの実施
10月	子供相談週間・生活アンケートの実施
11月	ふれあい月間・いじめアンケートの実施・いじめ撲滅運動への取組み
12月	人権週間
1月	子供相談週間・生活アンケートの実施
2月	ふれあい月間・いじめアンケートの実施
3月	年度末反省・引継ぎ

3 いじめを発見した場合の対応

（1）対応の手順

- ①事実確認（該当児童双方への聞き取り等）
- ②保護者への連絡・周知
- ③該当児童双方への指導と、保護者への支援

（2）校内の対応

- ・「臨時いじめ対策委員会（子供サポート部）」で対応を協議し、学校全体で情報を共有するとともに、速やかに事実調査、学校としての方針決定を行い、児童の様子を注意深く見守っていく。
（ただし、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、十分に検討してから対応する。）
- ・いじめを認知した場合は、教員が一人で抱え込まず、担任、学年、学校全体で対応していく。
- ・心のふれあい相談員、SC等が児童・保護者の相談に対応し、支援する。

（3）関係機関との連携

- ・教育委員会に報告をし、指導助言を受ける。
- ・重大事件においては、教育委員会だけでなく警察等との連携を図る。

4 いじめを受けている児童に対する対応

(1) 全般的な対応

- 最後まで守り抜くこと、秘密を守ることなどを約束し、安心して生活が送れるようにすることを伝える。
- 自尊感情をもたせるよう言葉かけをする。
- 休み時間や登下校時など教師による見回り等を行い、被害が拡大しないように体制を整える。

(2) 学校生活場面での対応の仕方

①登下校

保護者と相談し、一人にならないように配慮する。

②登校後

必要に応じて保護者に連絡を入れ、様子を見守る。

③授業中

担任または生活支援員、S C等が様子を見守る。

④休み時間・教室移動・清掃

- ・担任または生活支援員、看護当番、S C等が様子を見守る。
- ・教室移動に際しては、担任が先導し指定の教室に入るまで付き添う。
- ・教室清掃は担任が児童の様子を見守り、出張清掃では担当の教員、生活支援員等が児童の様子を見守る。

(3) 家庭との連携

- ・定期的に学校での様子を家庭に報告するとともに、児童の状態を共有する。

5 その他

(1) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策について

- 児童に対して学校の決まりや情報モラルについての指導を行うとともに、「SNS 学校ルール」を作成し、インターネット上のいじめ等のトラブルの未然防止に努める。
- 児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭である。家庭におけるルール作りやペアレンタルコントロールについて、保護者会や情報モラル教室を通して啓発するようにしていく。
- インターネットを通じてのいじめが認められた場合には、関係機関と連携し、該当するホームページ等の閲覧の規制や削除を依頼する。

(2) 重大事態が発生した場合について

- ①重大事態に速やかに対処し、同種の事態の発生を防止するために、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、調査の結果を適切に児童並びに保護者に対し、必要な情報を提供する。
- ②重大事態における加害者ならびに加害者と考えられる児童には、教育委員会の指導・助言のもと、必要に応じて、懲戒や出席停止などの処置を講じる場合がある。

(3) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しについて

年度末の学校評価において点検・見直しを行うとともに、必要に応じて適宜見直しを行う。